

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月27日

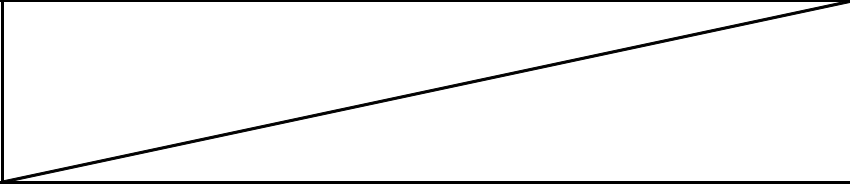
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	上郡町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-6
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=10309

執行機関名 上郡町長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上郡町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1第2の項 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>心身障害者を扶養している者の相互扶助の精神に基づき兵庫県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、心身障害者を扶養している者が死亡し、又は身体に障害がある状態となった後において心身障害者に年金を支給することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る <u>事実についての審査に関する事務</u>	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例第7条の掛金の免除の申請に係る知事に提出される書類に記載された事項の <u>事実についての審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第1項第2号・第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ハ	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
備考	・当該事務は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)及び知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)による事務処理特例制度を活用しており、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例及び同施行規則を根拠に、当町は、申請に係る事実についての審査の一環として、申請に係る知事に提出される書類に記載された事項の事実確認の事務を処理している。	